

魚津市告示第11号

令和3年度魚津市子育て世帯への臨時特別給付支給事業実施要綱の一部改正について

令和3年度魚津市子育て世帯への臨時特別給付支給事業実施要綱（令和3年魚津市告示第222号）の一部を次のように改正する。

令和4年2月16日

魚津市長 村椿 晃

第2条第1項に次の1号を加える。

（8）ひとり親等支給対象者 次のア又はイに掲げる者であって、一般支給対象者等、高校生支給対象者及び新生児支給対象者の配偶者であった者のうち離婚等をした者その他これらに準ずる者をいう。

ア 令和3年9月分の児童手当の受給者でなかったが令和4年3月分の児童手当の受給者（令和4年2月28日までに申請があった場合は、令和3年9月1日から申請時までの間に児童手当の受給者変更手続を完了し、申請時点において児童手当の受給者である者）になった者

イ 令和3年9月30日において高校生を養育していなかったが、令和4年2月28日時点（令和4年2月28日までに申請があった場合は申請時）において高校生を養育している者

第3条に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、ひとり親等支給対象者が、受給者から対象児童にかかる給付相当額を受け取っていない場合は、当該ひとり親等支給対象者に対して給付金を支給する。ただし、当該受給者が当該給付に相当する額の金銭等を対象児童のために費消していた場合は、その額を控除した金額を支給する。

第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条第1項中「第6条第2項」の次に「及び第8条第2項」を加え、同条第3項中「第9条」を「第10条」に改め、同条を第12条とする。

第10条を第11条とする。

第9条中「及び第7条第1項」を「、第7条第1項及び第8条第3項」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「及び前条第1項」を「、第7条第1項及び前条第3項」に改め

、同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

(ひとり親等支給対象者に係る申請受付開始日及び申請期限等)

第8条 ひとり親等支給対象者に対して支給する給付金に係る市の申請受付開始日は、第3項各号に掲げる申請方式ごとに市長が別に定める日とする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年3月18日までとする。

3 ひとり親等支給対象者による申請及び市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)申請書(請求書)(様式第5号)を郵送により市に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)申請書(請求書)(様式第5号)を市の窓口に提出し、市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

4 市長は、前項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

様式第4号の次に次の様式を加える。

## 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)申請書(請求書)

市区町村  
受付印

支給市区町村(※申請時点の住民票所在市区町村)

魚津市長あて

記入日 令和 年 月 日

## 【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 他の市区町村から、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付の支給を受けていません。
- (3) 子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の支給要件の該当性等を審査等するため、市区町村が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (4) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (5) この申請書は、市区町村において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (6) 市区町村が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市区町村が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、市区町村は当該申請を取り下げられたものとみなします。
- (7) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付(支援給付金)を返還します。

## 1. 申請者

(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	申請者の現住所(住民票所在地)
		年 月 日	電話 ( )
申請者の旧住所 (対象児童が令和3年9月分の児童手当の対象児童である場合は令和3年8月31日時点の住民票所在地、その他の場合は令和3年9月30日時点の住民票所在地)			

## 2. 対象児童(申請時点で養育している児童)

No.	(フリガナ) 氏名	性別	生年月日	平成15年4月2日～平成18年4月1日生まれの児童(高校生)に○をつけてください	住所(別居の場合のみ記入)
1			年 月 日		
2			年 月 日		
3			年 月 日		
4			年 月 日		

## 3. 確認事項

令和3年度子育て世帯への臨時特別給付をすでに受給した者から、当該給付相当額を受け取っているか(以下「受領」という。)、または給付相当額が受給者によって2. の対象児童のために費消(以下「費消」という。)されているか、を確認します。

以下のいずれか該当する欄にチェック(☑)してください。

- (1) 給付相当額を受領しておらず、費消されたことも承知していない。
- (2) 給付相当額の一部又は全部を受領している、または費消されている。

→ 受領した額・費消された額をわかる範囲で記入してください。

総額

円

## 4. 申請額・請求額

①対象児童数(上記2. の人数)	人
②控除額(上記3. (2)で記入した額) ※上記3. (1)にチェックした場合は記入不要	円
③申請額・請求額(=①×10万円-②)	円

※ 例えば、①対象児童数が2人、②控除額が5万円の場合は、③は15万円となる(=2人×10万円-5万円)

(裏面も確認してください。)

## 5. 添付書類

令和4年3月分の児童手当(本則給付)の認定市町村(2月28日までに申請があった場合は申請時点における児童手当支給の認定市町村)から転居した場合には、受給者であったことがわかる書類(支払通知書・認定通知書の写し等)を添付してください。

児童手当を受給していない高校生の保護者の方等は、下記の書類その他必要な書類を添付してください。

・令和4年2月28日(それ以前に申請する場合は申請日時点)までに離婚したことがわかる書類(離婚届受理証明書、離婚届記載事項証明書、戸籍謄本、戸籍抄本等)又は9月以降の事情変更に関する必要な書類

※離婚協議中の場合は、令和4年2月28日時点(それ以前に申請する場合は申請日時点)で協議中であることがわかる書類(公的機関から発行された書類又は弁護士等、第三者により作成された書類)を添付してください。

## 6. 受取方法

児童手当を受給していない高校生の保護者の方等は下記に記載の上、届け出をお願いします。

※振込先金融機関口座確認書類を添付してください。

【受取口座記入欄】

金融機関名	支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)	(フリガナ)
				口座名義
金融機関番号	店番号			

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※長期間入出金のない口座を記入しないで下さい。

### ・ 振込先金融機関口座確認書類

(受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(カナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写しを貼ってください)

### ・ 本人確認書類

(運転免許証やマイナンバーカードの写しを貼ってください)

附 則

この告示は、公表の日から施行する。